

令和3年度 第21回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和4年2月28日(月) 13時30分～15時43分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員(会長)、押田委員、菊本委員(副会長)、五嶋委員、片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	上野委員
開催形態	公開(傍聴者 2人)
議 題	1 (仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価方法書について 2 (仮称)深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書について 3 (仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和3年度第20回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第20回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価方法書について</p> <p>ア 諮問</p> <p>イ 環境影響評価方法書手続について事務局が説明した。 質疑 特になし</p> <p>ウ 環境影響評価方法書の概要について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、委員の方からただいまの御説明に対して、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。挙手をしていただければ、私の方から指名させていただきます。どうでしょうか。はい、藤井委員、どうぞ、お願いします。</p> <p>【藤井委員】 御説明ありがとうございました。2点お伺いしたいのですが、スライドの第44頁(生物多様性(動物)の主な調査方法)なのですが、鳥類だけ冬季が入っていて、ほ乳類に冬季が入っていないのは何故なのか、何かほ乳類でも特定のものに標準を合わせた結果、冬季をやらないとしたのか、何かその辺あたりはちょっと補足で情報をいただければと思います。</p> <p>もう1点、スライド第46頁(生物多様性(動物)の予測方法)なのですが、定性的なものが結構、この動物に限らず、生態系の話でも出てきていた(スライド第46頁、第50頁)のですが、具体的に定性的で言葉では表しにくいものもあると思うのですが、その調査で出た動物相と緑化の計画の内容を重ね合わせて、ただ単にその効果を予測するのではなくて、定性的に予測と書いてある(スライド第46頁、第50頁)ので、どういう面を念頭に置かれているのか、もし、今の段階で分かりましたら教えていただければと思います。2点、よろしくお願いします。</p> <p>【奥会長】 では、以上の2点について、事業者の方、お答えください。</p> <p>【事業者】 了解いたしました。まず、鳥類を冬季で選んでいる理由としては、渡りですとか、海沿いの確認が必要だと思っていますので、冬季を選んでいきます。ほ乳類につきましては、市街地であるということで、あまりその季節性については、重要視はしていません。しかしながら、鳥類の調査等で</p>	

(冬季が) 入っておりますので、任意観察法として、ほ乳類が確認されれば、それは記録に留めるようにはしております。

それから、生態系の方につきましては、(予測に) 定性的という意味が入っております。これにつきましては、やはりその具体的な定量的な数値的な目標というのは難しいと思っておりますので、定性的という、その言葉自体に重きを置く気はないと思っておりますけれども、あくまでも先生がおっしゃったような生息環境と出てくる動物の関係を見ながら評価をしていくというふうに考えています。

【奥会長】 藤井委員、いかがですか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。結構です。

【奥会長】 大丈夫ですか、ありがとうございます。それでは、片谷委員、どうぞ。

【片谷委員】 最初からかなり具体的というか、細部にわたり恐縮なのですが、今の御説明の中で「風洞実験」をされるときに、これから建つ計画の周辺の事業の建物も考慮した実験をされるという御説明がありまして(方法書第6-22頁)、これは適切な対応だと思います。

それに関連して、1点心配になりましたのが、気象観測をそれに先だつてされると思うのです。時期の前後関係が十分に理解しきれていないのですけれども、要は「建物周辺の別の事業で建つ建物が建っていない段階での気象観測をもし行くと、そのデータは例えば風洞実験の基礎データとして使いにくい状況になるのではないか」という懸念がありますので、お尋ねをしました。その前後関係については、どのように配慮されているのかということをお教えいただけますでしょうか。

【奥会長】 はい、お答えをお願いいたします。

【事業者】 風洞実験に用います気象条件につきましては、この北仲エリアで過去にされています「A-1・2地区」、「アパホテル」、それと今回周辺で行っております「海岸通計画」も含めまして、そこでの気象条件、古い気象条件になりますけれども、その気象条件と同じ流入風速の条件を使うことを考えています。この気象条件というのは、あくまでも横浜気象台と、今測定をしていない神奈川県庁の条件を考慮しているものというふうに考えて使っています。ただ、過去の気象条件を使うに当たりましては、最新の横浜気象台とも整合性等については、十分に統計的な検証を行ったうえで使うというふうに考えています。

【片谷委員】 はい、ありがとうございます。風洞実験に関しては、それで了解しました。

「大気質」の予測をされるときの「プルーム・パフ」の計算をするときの気象条件は、どうされるのでしょうか。

【事業者】 大気質の「プルーム・パフ」式の計算に当たりましては、やはり横浜気象台のデータか、もしくは周辺の常監局(常時監視測定局の意)につきまして、現地で測っている風向、風速、現在測っていますけれども、それとベクトル相関等を取りながら適切な気象局の選定をしていくというふうに考えています。

【片谷委員】 はい、ありがとうございます。多分ですね、ちょっと正確な判断はできないのですが、現地の測定地点とA-1・2地区はかなり近いので、測定されるときに建物が建っているとかなり影響が出ると予想されま

す。その辺り、今相関を見てということをおっしゃいましたので、かなり慎重な検討が必要かと思えます。その辺を見落としのないようによくお願いします。私から以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、御指摘のあった点、考慮していただいて、よろしく願いいたします。五嶋委員、どうぞ。

【五嶋委員】 今回の片谷委員の意見と、ちょっと関係するのですが、災害時の歩行者動線について、言及されていました。当然、他の施設、建物、かなり高層なものもあるわけで、そこにはかなり大人数が活動していると。当然、その災害時には、そういったことも含めた動線計画というのは必要になってくると思うのですが、それをどのように整理して考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思えます。

【奥会長】 はい、どうぞ、事業者の方、お答えください。

【事業者】 今回の計画の中には、やはり避難困難者というような方も出てくるというふうに想定しておりますので、敷地内で避難者の受け入れということを考えてございます。そのために、非常用発電設備を72時間以上の稼働ができるような状況を設けるというようなことも検討して参ります。また、今（画面に）出ております、津波に対するいう状況でございますが、このエリア3メートルの津波が想定といった状況（方法書第3-93頁）でございます。避難の際には、2階部分のデッキを渡りまして、南側のA-4街区の方が避難敷地というような状況になってございますので、そちらの方への避難がスムーズに確保できるような計画といったような状況でございます。

【五嶋委員】 避難を受ける条件によっては、だいぶ違うかと思うのですが、ちょっと繰り返しになりますが、この建物だけで計画しても一定の限界があるのではないかと思うのですが、その辺の、ここにかなりまだ建設の余地があって空いている状況で今想定するのか、それとも、今後周辺の土地も利用されて高層の建物が建つ状況があるのかも含めて、そういった他施設の要素、今後も含めてですけれども、そういうものの検討というのはどのように考えていらっしゃるのか、というのを伺いたいのです。

【事業者】 この建物だけではなくて、北仲通北地区には地区計画がもう既に設定されておりまして、先ほど津波の避難のことでちょっとお話させていただきましたが、エリア全体としての避難計画というのが計画されており、それに基づいて、今回の建物の中でも計画に準じて実施していくというふうに考えてございます。ただし、最初の通り、やはり周辺のキャパということもございまして、敷地内でも一時受け入れということで避難の計画を今しているといった状況でございます。

【五嶋委員】 分かりました。つまり、このエリア、ある程度、一体的なもの、総合的な計画があって、その中で考えていらっしゃるということですね。

【事業者】 そうでございます。

【五嶋委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 大丈夫でしょうか。田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】 「地域社会」の予測に関して、「歩行者の安全」に関しては、関係車両、工事用車両の走行ルートに基づいて定性的に予測、評価するということになっております。関係車両や工事用車両の走行ルートについて、スライドの第10頁や第17頁あたりに示していただいているのですが、こ

の図だと、範囲が狭過ぎるというか、例えば（第10頁での）青い矢印は（関係車両の）退場のルートですけれども、海側に行って、その後、どこに向かうのかが、これだけだと不十分だと思うのです。基本的には、全ての方向に行ってまた全てここに帰ってくるというルートが示されている必要があると思うのですけれども、その上で、そのルート上に、例えば小学校とか保育園とかがあれば、その辺りの安全性を評価する、ということが必要だと思います。これをもう少しきちんと各方向、方面から来て、帰る、というところまで、示していただく必要があるかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【奥会長】

いかがでしょうか。

【事業者】

現状としては、幹線道路に出るところまで、というふうな図としてお示しをさせていただいております。この先については、別途検討させていただかないと、工事用車両の詳細については、現状ではお示しはできないかなと思っています。

【田中伸治委員】

それは、この図以上は示せない、ということですか。それとも、検討いただくということですか。

【事業者】

工事用車両については、検討させていただきたいと思います。

【田中伸治委員】

はい、分かりました。では、その上で、歩行者の安全について予測、評価していただければと思います。以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。田中伸治委員に確認ですけれども、今の方法書の段階で、関係車両の走行ルートをもう少し広域的にしっかりと示していただいて確認されたいという、そういう御趣旨だということでしょうか。

【田中伸治委員】

はい、そうです。

【奥会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。では、藤倉委員、どうぞ。

【藤倉委員】

確認です。説明いただいた資料のスライドの第58頁（土壌の主な調査方法）、第59頁（土壌の予測方法）のあたりで、「土壌汚染」を今回、定性的に、資料から地歴調査などで予測いただく、ということなのですから、一方で「建設発生土」も予測いただくわけですが、汚染土壌がかなり確実に出そうとなった場合は、場外搬出する汚染土の量は、予測されるのでしょうか。

【奥会長】

はい、いかがでしょうか。

【事業者】

搬出の量についてはですね、計画の概要にも関わってきますので、そこまでちょっと予測というようなことは、今想定はしてないといった状況でございます。ですが、過去ですね、（土地）所有者、既存所有者の土壌の汚染の状況の報告書でこちらでも確認しております、ヒ素ですとか、鉛、自然由来のものが出ているというような状況でございます。今後、準備書の方で、その辺の詳細につきましては、御報告等をさせていただければと思いますが、いずれにしましても、そういう状況だった場合には、法的な手続をとりまして、当然、工事の中でも搬出するというところについては、汚染土壌をきちんと正規に対応して手続を取っていきたいというふうに考えてございます。

【藤倉委員】

ありがとうございます。正確に予測するというのは難しいと思うのですが、調べていく中で、やっぱりありそうだった場合は、準備書のと

ころでは、このぐらい出るかもしれないと可能な範囲でなるべく具体的に書いた上で、当然のことながら、法に従って適正に処分という形で環境保全措置につなげていただければと思いますので、意見として申し上げておきます。以上で結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 先ほど、五嶋委員が質問されたところと関連するのですが、スライド第76頁、浸水の予測で「予想されている巨大地震」とありますけれども、これはどんなもの考えたらいいのでしょうか、教えてください。

【事業者】 一応、今、既存資料として調べておりますのは、南海トラフ巨大地震と東京湾北部地震、元禄型関東地震、これらの巨大地震を想定しての浸水対策というふうに考えています。

【宮澤委員】 今、3つくらい上げてくれたと思うのですが、それぞれについて、3メートルほどの浸水を予測すれば足りると、そういう結論になるということですか。

【事業者】 それらの地震に伴って、この地区で想定される津波の高さというのが最大でも3メートルというふうにされておりますので、それを抛り所にして対策を講じていくという考え方です。

【宮澤委員】 例えば、東北の東日本の地震なんかは、今回は想定外ということになるのですか。

【事業者】 現状で防災マップと公的に表示されている基準に基づいて検討していくといった状況でございます。

【宮澤委員】 そこだけ、もう1つだけすみません。今基準になっているというのは、私達は何を確認すればいいわけですか。基準は何になりますか。

【事業者】 神奈川県と横浜市さんの方から示されている防災マップをもとに行っています。

【宮澤委員】 分かりました。

【奥会長】 それでは、横田委員、その後、田中稲子委員でお願いします。

【横田委員】 「景観」と「地域社会」について、1つずつお伺いしたいのですが、「景観」（スライド第83頁）の圧迫感調査地点に万国橋を取られていますが、万国橋からだ、おそらくアパホテルさんと繋がった環境の圧迫感のような印象なのかなと思いました。水際線プロムナード沿いに対する圧迫感ということ考えると、もう少しプロムナード上の調査地点を設ける方がよろしいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか、というのが1点目です。

2点目は「地域社会」を項目に挙げていただいておりますけれども、同様に水際線プロムナードの歩行者への影響というものを、今回どのように調査、予測されるのか、ということをお伺いできればと思います。以上です。

【奥会長】 2点ですね、お答えをお願いいたします。

【事業者】 万国橋を選んでおりますのは、やはり不特定多数の人の通行がかなり多いという地点で、滞留もあるということで選んでおります。

水際線プロムナードにつきましては、現状でまだそれほど繋がっている状態ではないので、現況の状況については、調査を行っていく必要がないと思っているのですが、先ほど、冒頭にも出ました地区計画の資料につきまして、周辺の歩行者数については、若干のシミュレーションをさ

れているので、それも参考にしながら調査地点については、準備書に向けて、もう少し検討させていただければというふうに思います。

【横田委員】 現状、水際線プロムナードが通じていないというところですけども、公園（北仲通北第3公園）と万国橋は繋がっていますよね。水辺の回遊行動への影響としての圧迫感という方が、万国橋に滞留するという人よりも、やっぱりより利用者目線に立った評価になるのではないかなというふうに思いました。調査地点の御検討をお願いできればと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、よろしいですか。

【事業者】 調査地点については、引き続き検討させていただければというふうに思います。

【奥会長】 よろしくお願いいたします。それでは、田中稲子委員、その後、押田委員でお願いします。

【田中稲子委員】 スライド番号の第28頁（配慮市長意見の内容及び事業者の見解）に関連してなのですけれども、(8)の「低炭素電気の選択」のところなのですけれども、住宅も今回の開発の中にまれていると思うのですが、予測の際に、供用時に低炭素電気を選択するという事は、どのような形で組み込まれる予定なのでしょう。特に、その住宅部について、御計画があれば教えていただきたいです。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事業者】 住宅に関しての低炭素電力といったことですが、昨今、非化石燃料の証明等を得られた電気を採用するというような事例というのでも出てきてございます。ですので、そういうものを活用しながら住宅側としても、低炭素電気の採用というように検討していきたいというふうに考えてございます。

【田中稲子委員】 それは居住者が選択するのではなくて、もう入居と同時に、電源も選択されているという、そういう仕組みなのでしょう。

【事業者】 基本は、共用部でございます。

【田中稲子委員】 共用部のみ。今回、予測、評価をされる際に、この辺り（住宅の専有部）は計算には入らないのでしょうか。共用部以外は入らないという感じでしょうか。

【事業者】 住宅部分についても、ある程度原単位を設定して計算には含めていきます。

【田中稲子委員】 低炭素電気を選択させるような何か仕組みというか、そういったお考えですとか、計画があれば教えていただきたいと思ったのですが。

【事業者】 まだそこまでの具体的な状況でございませんので、継続して検討させていただきたいというふうに考えてございます。

【田中稲子委員】 分かりました、ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか、田中稲子委員。

【田中稲子委員】 予測するときに、住宅の供用時の低炭素電気の選択という不確定要素に対して、何パーセント採用すればこの程度とか、仮定を置いて計算していただくしかないのかなとは思いましたが、いずれにしても、運用面でうまく回るように、是非工夫していただきたいと思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、押田委員、その後、田中修三委員でお願いいたします。

【押田委員】 「緑化計画」（スライド第13頁、第8頁）のところなのですけれども、

確か屋上緑化に関して、すごく積極的に考えていただいていることは非常によろしいかと思うのですけれど、ちょっと気になったのが、様々な議論にもあがっている風が強い環境で、特に2階部はいいとして、6階部に屋上緑化をするというのは、落下の危険等を考えて、結構心配だなと思うところがあるのですけど、この6階部は薄層緑化でしょうか、それとも庭園的な緑化なのでしょうか。もし、詳細がある程度あるのでしたら教えていただけますか。

【奥会長】 どうでしょうか。

【事業者】 屋上緑化につきまして、6階部分といったところでございますが、基本的には、人があまりこう出入するといった状況のところではございません。ですので、庭園というよりは、ヒートアイランドとかいうことを考慮したことでの屋上緑化というふうに考えてございます。

【押田委員】 例えば、基盤や、いわゆる芝ですとか、セダムとか、そういった類のものだという認識でよろしいですか。

【事業者】 そこにつきましても、今後に検討という状況でございます。

【押田委員】 よろしく御検討のほど、お願いいたします

【奥会長】 ありがとうございます。では、田中修三委員で今回は最後にさせていただきますかと思っております。どうぞ、お願いいたします。

【田中修三委員】 先程の「土壌汚染」について、藤倉委員の御質問と関係が深いのですが、周辺に指定区域の地点が結構たくさんあるわけですね（方法書第3-79頁）。この地域がもし同時に、多分埋め立て地域（方法書第3-4頁）だと思うのですが、同時に埋め立てた地域であれば、土壌汚染が同様に起きている可能性が高いのではないかと、いう気がするのですけれども、一応、環境影響評価項目としては、定性的な評価ということになっている（スライド第85頁）のですけれども、掘削した場合、掘削土も処分する前に調査をされると思うのですけれども、工事を始める前に、この土壌の調査をする必要はないのでしょうか。それはどのように考えていらっしゃいますか。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 準備書で明らかにさせていただきますが、既存の土壌汚染の調査報告というのがございます。先ほどのとおり、鉛ですとか、ヒ素といったものが、一部検出されているといった状況でございますので、その検査結果を基に対策等につきましても、検討を考えていきたいというふうに考えてございます。

【田中修三委員】 あくまでも資料調査でいかれるということでしょうか。

【事業者】 そうですね、既存の調査結果がありますので、それを基に…。

【田中修三委員】 この区域についての調査結果があるのですか。

【事業者】 はい、あります。

【田中修三委員】 対象事業実施区域についての…。

【事業者】 はい。

【田中修三委員】 そうですか。それは準備書の段階で明らかにすると。

【事業者】 はい、そう考えております。

【田中修三委員】 それで、現時点では分かってないのですよね、汚染があるかどうかというのは、まだ調査がなされてない。

【事業者】 既存の調査結果があります。それは、我々が今入手する前で、既存の土地所有者の方が実施された調査報告になってございます。それを最終的に

我々も引き継ぎを受けて、その内容を把握した上できちんと対策をしたいというふうに考えてございます。ですので、準備書の中で、その内容をきちんと把握した上での対策を、御報告、御提示させていただきたいというふうに考えてございます。

【田中修三委員】 現時点では、事業者としては、まだその情報を得ていないということですね。

【事業者】 一度見させていただいているのですが、きちんと把握して検討をこうするといったところまでは至っていない状況でございます。

【田中修三委員】 仮に、もしその汚染があった場合は、定性評価ではなくて、定量的な評価をすることもありうると。

【事業者】 そういうことで、はい。

【田中修三委員】 そうですね。場合によっては、指定区域になる可能性だってないとは言えないですね。

【事業者】 その通りでございます。

【田中修三委員】 はい、分かりました、結構です。

【奥会長】 よろしいでしょうか。たくさん御質問等いただきまして、ありがとうございます。

本件につきましては、継続審議ということになりますので、今回は時間の関係で質疑応答を以上とさせていただいて、追加で御質問ある方は事務局の方にメールでお送りいただければと思います。また次回以降、回答の方を事業者の方も御用意いただくということでお願いしたいと思っております。

それでは、事業者の皆様、どうもありがとうございました。オンラインからの御退室をお願いいたします。

#### オ 審議

【奥会長】 追加で御指摘等ございますか。何かありましたら、あとで事務局の方へ御連絡いただければと思います。

では、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。

(2) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業、(3) (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑 特になし

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対しまして御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。挙手をしていただければ、私の方で指名させていただきます。それでは、藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 御説明ありがとうございます。私の方で質問させていただいた光源の話(補足資料 22) なのですけれども、よろしいでしょうか。まず、ちょっといろいろ勘違いがあるようなので、お願いしたいこともあるのですけれども、調査に誘引性の低い光源を使ってくださいと言った覚えは全くなくて、「誘引性の低いものも一緒に置いて試されたらどうか」という話をいたしました。元々と言えば、事業者さんの方で照明器具に誘引特性の小さ



い光源を検討する、というところから始まっているので、それについてコメントさせていただいているのですけれども、当初の事業者さんのお話だと、「調査結果が出てきて、その調査結果の種類に合わせて誘引性が低い光源を選ぶ」というお話だったので、それであれば、昆虫は相当な種数が出てくるので、それぞれの種数の誘引される波長を全部調べてどれが誘引性が低いか、というそういう膨大な作業をするよりも、調査をしている際に、実際のブラックライトを置いている場所と、その横に使うだろう器具を置いて、その比較をすれば、こんなに来ないですよ、というのが一目瞭然で分かるので、検討としてはすごく楽なのではないかと思っ、提案させていただいたのですけれども、少なくとも、そういう誘引性が低いものを使って調査をしてくださいとは言っていないので、その点は再度、御検討いただければと思います。

あと、LED にちょっとここで誤解があるようなのですけれども、補足資料 22 の (2) の方ですね、LED が誘引性が低いわけではなくて、LED は波長の幅がものすごく狭いので、紫外線の実態に近いところの波長ではない LED を使えば、多分誘引性は低いと思うのです。ですから、逆に紫外線のところに近い波長、要はある特定の昆虫を誘引するような波長が出る LED では、逆にそれを害虫駆除に使ったりもしていますので、その点をちょっと、LED だから大丈夫だということはありませんので、その点は御理解いただいて、「どの種の波長が、どの波長を持った LED が、誘引性が低いのか」というところまでは、しっかりして調べていただきたいと思います。当然、それが市販品でなければ使えないと言われていたのも理解はできますので、その市販品のその波長が、どの市販品が誘引性が低いのか、ということまで含めて、検討いただきたいなと思います。2点になります。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、よろしいですか、今の御指摘は。確認されたいことなどありますか、藤井委員に。

【事業者(公園)】 事業者の方は大丈夫です。

【奥会長】 大丈夫ですね、はい。藤井委員、今の御指摘を踏まえて、調査、予測、評価をしていただいて、それを準備書段階で示していただければいいということでもよろしいですか、そういう理解で。

【藤井委員】 はい、お願いします。

【奥会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。それでは、横田委員、その後、田中修三委員、お願いします。

【横田委員】 はい、2点ほど、質問というよりはコメントをさせていただければと思います。補足資料21番の「草地環境の区分」の件ですけれども、今回はこういった土地利用、又は管理の視点からの区分をしていただいて、面積の方を、あらかたの計上をしていただいていますけれども、やはり生態系としての環境類型区分というのは、管理よりもむしろ植物群落としての区分が分かるような形で、今後詳細な類型区分の作成をですね、していっていただければというふうに思います。(補足資料21の)(2)に該当するかと思うのですけれども、類型区分が利用に応じた区分ですと、やはり植生の状況が分からないので、草刈の話や踏圧の話と関連付けることは難しいなというような印象を受けています。ベースマップに関しても、そういった区画の管理上の位置付けではなくて、やはり植物群落に応じた類型区分をマップ化していただいて、その中の種の分布ですとか、動物相との関係付

けをしていただくような形で整理していただければというふうに思います。ちょっと円の全域が少し小さいような印象も受けます（補足資料21の図21-1）ので、場合によっては拡大して見えるような形も検討いただけるとありがたいです。

あと（補足資料25の）戦争遺跡の話ですね、ありがとうございます。県の状況を調べていただいてありがとうございます。こちらは、もちろん「文化財」として、戦争遺跡の指定状況は多くないというか、ほぼないということは理解しているのですけれども、今後のこういった歴史的な遺跡に対する配慮として、事例も少し調べたのですけれども、防空壕ですと、野島公園に横浜市さんが看板をつけてですね、野島の<sup>えんたいごう</sup>掩体壕というのがあります。戦時中の航空機の格納庫みたいなところだそうなのですけれども、こういった教育的な価値の高い戦争遺跡の残し方ですよ、これは文化財保護法の話とはまた別に議論されるようなことではないかなと思います。横浜市さんがこういう野島でやっているような例を、こういったところがある深谷の方に当てはめられるのかどうか、そういったところを含めて市で協議していただくのがよろしいのかなというふうに思いました。私からは以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。何か事業者の方からお答えありますか。

【事業者(公園)】 はい、戦争遺跡の件につきましては、引き続き検討させていただきまして、準備書の方で、また何か進展があれば、御報告をさせていただきたいと思っております。

あと、草地環境の区分の話ですけれども、「植物群落で区分を」というふうに御指摘をいただいたと理解をしておりますけれども、前回のアセス審査会で、植物群落ではなくて、草刈頻度ですとか、人の踏圧で区分をした方がいいのではないかと、という御意見を頂戴して、それについて検討してきたというふうに、認識をしておりますけれども、当審査会の御意見としては、植物群落で区分をした方がよろしいのか、それとも人の利用だとか、踏圧等を加味して区分をした方がよろしいのか、どちらというふうに理解をすればよろしいでしょうか。

【横田委員】 これは関連性がある話だと思うのです。管理頻度、管理圧とか利用圧に応じて、植物群落というのが成立しているという考え方もできるのではないかなと思います。コントロールするのが管理という観点だけであれば、おそらく管理頻度による区分で管理すれば生態系が形成される、という考え方かもしれませんけれども、一般的な生態系の類型区分、環境類型区分といいますと、やはり生態系を構成する植生であるとか、もちろん土壌、地形といったような環境、基盤環境も含めた類型区分を作るのが一般的かなというふうに私は思います。ですので、それを決定付けているのは、特に管理という観点であれば、管理頻度とか踏圧、利用の区分と、植物群落の区分を一旦オーバーレイするような形で、どれぐらい対応関係にあるのか、そういった中で管理が一番重要であるという考え方であれば、そこから管理に応じた調査の整理をしていけばいいのかなと思います。ですので、まずは植物群落も調査していただくことが重要じゃないかなと思います。私はそう思いますけれども、他の委員の先生方からも御意見、もしございましたら、いただけると幸いです。

【奥会長】 ありがとうございます。今の点の「利用区分に応じた類型化」というの

は、酒井委員の方から御指摘いただいた点なので、酒井委員、どうぞ先に御発言ください。

**【酒井委員】** 多分、資料（補足資料 21）を準備された方というのは分かっているんじゃないかな。私は、このままでよろしくお願ひします、と言って、終わらせようかと思ったのですけども。多分コンサルの方か、あるいは、横浜市の対応局の中でも直接植物の調査をマネジメントされている方は、分かっているんじゃないかなと思うのですけれども、定量的の意味のところですね、利用とそれから草刈のことについて、まず区分いただいて、その中でもってパターンみたいなものがある程度把握できるかと思うので、それぞれについて、例えば最初はその3か所ずつ、ランダムに場所を選んで調査みたいなことをすると、そこで具体的にその種の節目を上げて、その名前だけではなくて、その被度、どのぐらいの面積を持っているかみたいな感じで、この種がこの区画で何十パーセントというような形でもって、そのデータを、定量的なデータですね、それを相当程度、科学的な解析をすると、利用や草刈の頻度とはさておき、植物群落の方からタイプ分けというのができるわけなんです。その両者の突き合わせをすると、こういう利用頻度のところではこういう種が優先するタイプの所の草地が優先する、というような、そういう解析をするというのは割とオーソドックスな植物の調査の仕方、解析の仕方に持ち込むというふうに（思います）。もしかして、そういう認識がないのだとすると、そのようにお願ひしますと、今言いたいですが、多分大丈夫というか、それでよろしくお願ひしますということですが、よろしいでしょうか。事業者さん、それから審査委員会の皆さん、大丈夫でしょうか、それで。あるいは、事務局の皆さん、大丈夫でしょうか。よろしくお願ひします。

**【奥会長】** はい、事業者の方に、こちらの意図が正確に伝わるということが重要ですので、利用区分か植生区分かどちらかということではなくて、両方重ね合わせて検討してください、ということなのだろうと思うのですけれども、植生区分とか植生群落が把握された上で、そこがどう利用されているかということ把握していただいて、今後どのように管理していくかということをお願ひください、という話だったと思うので、どちらか片方という話ではないということをお願ひしますが、大丈夫でしょうか。

**【事業者(公園)】** 分かりました。

**【奥会長】** よろしくお願ひいたします。それでは、田中修三委員、その後、藤倉委員ですね、お願ひします。

**【田中修三委員】** 土壌汚染関連（補足資料 23）で、私の質問に対しては丁寧に回答していただきよく分かりましたので、どうもありがとうございました。1点だけ教えていただきたいのですが、今日の補足資料23の第6頁の「(2) 概況調査の概要」のところにですね、概要の下の方の方に「配管下土壌調査」のことが書いてありまして、「特定有害物質を使用した可能性がある建屋があって、そこからの排水が関係している」というような文章なのですけれども、ここにどのような建屋、どのような施設があったか、もしお分かりであれば教えていただきたいのですが。

**【事業者(政策局)】** この廃止施設、囲障区域の真ん中のところだと、まさに通信施設、米軍の通信施設が入っていたところだと思います。宿舎とか、そういうところ

るではなくて、通信施設が入っていたところに（配管の）一番先端が繋がっていると思われま

【田中修三委員】 通信施設だけですか。「特定有害物質を使用した可能性がある」と書いてある（補足資料 23 第 6 頁）のですけれど、通信施設だと、おそらくそんなに有害なものを使うことはないと思うのですが、現時点ではその辺の情報は無いということでしょうか。

【事業者(政策局)】 この図面上で見る限りは、現在中身はもう取っ払われてしまっているのですが、そのところは通信施設の入っている建物ということで、詳しいことは、それ以上はちょっと分からないです。

【田中修三委員】 分からないですか。

【事業者(政策局)】 はい。

【田中修三委員】 分かりました、結構です。

【奥会長】 よろしいですか。それでは、藤倉委員、どうぞ。

【藤倉委員】 （補足資料 23 の）図 23-3 です、第 17 頁でしょうか。これが（土壌汚染の）概況調査の結果ということで、当然、鉛の含有量とか、溶出量などは、公定法に基づいて、調査をされているわけですね。ですから、この図の中で、囲障区域の中であろうが外であろうが、含有量なり溶出量、土壌ガスはちょっと置いといて、それ以外のところは、いわゆる土壌汚染はあった場所になるわけですね。次に、それを踏まえて、後ろの第 23 頁、第 24 頁に形質変更時要届出区域の指定がありますけれど、この四角く（表され）要届出区域になっているところというのは、ちょっと分かりにくいですが、第 17 頁に戻って見れば、「鉛が超えている四角（で表されている箇所）と、ぴったり合っているところを、形質変更時要届出区域にした。」ということだろうというふうに理解をしました。鉛以外の配管下のところの南西方向に連なっているところについては、御説明としては、これは廃棄物だから形質変更時要届出区域にはしなかった、ということになるのですか。まずそこを確認したいのです。

【事業者(墓園)】 その通りでございます。

【藤倉委員】 でも、測っているのは土壌汚染なわけですね。だから、要するに、ここは廃棄物の跡地台帳で指定がされているので、土壌汚染としての形質変更時要届出区域にはしていない、こういう理解でよろしいですか。

【事業者(墓園)】 おっしゃる通りです。

【藤倉委員】 分かりました。まず段階的にいろいろ調査をされてメッシュも切ってやっていただいていることはよく理解しまして、この第 17 頁に至り、概況調査で出たところを更に深度方向にきちんとやった、ということは、とてもよく分かりました。が、この第 17 頁の図 23-3 が元々の方法書の資料編の中には出てきていなかったわけですね。資料編では、土壌汚染は 3ヶ所しかなかったような書きぶりになっていたわけです。もっと言うと、（補足資料 23 の）第 20 頁の図 23-4 だけが図示をされていた、という形になっていました。だから、土壌汚染がこれだけしかないのか、という誤解を極めて招きやすいことになっています。資料編の資料 5 という頁に、この詳細調査の結果だけが図示されていて、概況調査の結果は図示されていなかった、と私は理解をしています。何を言いたいかと言うと、土壌汚染があったのは、むしろ第 17 頁の方のこの四角全部です。（方法書の）資料 5 という頁が、深度方向にも出た場所の 3ヶ所のみで、かつ配管下は省いてい

る場所だけが示されているのですけれど、土壌汚染そのものは、今日の補足資料 23 の第 17 頁の図 23-3 にある通り、これだけ万遍なく、ボロボロと数十カ所出ているわけですから、そういうことが分かるような方法書、そして準備書にもおそらく何らかの資料が載ると思いますので、アセスとして、きちんと基本的な資料をまとめていただきたいと思います。

次に、前回お願いをしていることの延長なのですが、ここまではとてもよく分かっているのですが、最後のまとめのところ（補足資料 23 (4)）がですね、土壌汚染についてはこうです、ということで終わっているのですけれど、お願いしたいのは、この図（図 23-3）にですね、更に廃棄物が埋まっている場所のメッシュを色か何かで塗っていただきたいと思います。はっきり言えば、ベンゼンの土壌ガスが出たあたりも、多分埋立地な訳です。だから、要するに「地中に何かがある場所はどこなのか」ということを、まずはきちんと視覚的に図示をして、その上で、工事計画なり、アセスメントというものを構築しているのだということ、市民に対しても公開される資料の中に明らかにしていただきたいと思います。

追加の土壌調査そのものが、要るか要らないかと言えば、私は要らないと思うのですが、ただ困障区域の中だから、外だから、ということは別に、これからこのエリアを使っていくわけですので、やはり「全体的に、地中がこうなっているところをこういうふうに使って、このように汚染防止をするのです。」という形で、環境保全措置をきちんと説明ができるように繋げていただきたいと思いますというふうに思っています。とりあえず、以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。今の御指摘、非常に重要だと思いますが、事業者の方から御回答はございますか。

【事業者(公園)】 準備書以降、そのように記載をさせていただきたいと思います。

【奥会長】 藤倉委員、準備書段階で大丈夫ですか。補足資料で出していただくようにしますか。

【藤倉委員】 この審査会に出た資料というのは、資料として一応出たという形になると思いますので、準備書のところで今の指摘とか、地中に何かがあるという場所はどこなのだ、というのが明確に分かるような形で、まとめていただければ結構です。

【奥会長】 はい、分かりました。今回御説明いただいている、これまで御説明いただいている補足資料は全て方法書の一部ということになりますので、それはそれとしてよい、大丈夫だということですね。今の御指摘については、準備書の方でしっかりと整えていただきたいと思いますということですので、事業者の皆様、よろしく願いいたします。

他はいかがでしょうか。挙手されている方はいらっしゃらないようですか、大丈夫でしょうか。はい、それでは他に御質問等ないようでしたら、以上とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

では、事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退室お願いいたします。

(事業者退室)

- 【事務局】 事務局です。事業者全員、退場いたしました。
- 【奥会長】 それでは、審議に入ります。御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、ございますか、大丈夫でしょうか。追加の御意見等はないようですけれども、本件に関しまして、事業者による更なる補足説明が必要になる御指摘というのは、それについてちょっと確認をしたいと思いますけれども、横田委員、先程の植物群落としての類型区分、そちらは準備書のところで示していただくということにするのか、それとも補足資料で整理していただくか、どういたしましょうか。
- 【横田委員】 資料等を伺った限りでは、おそらく詳細な植生の相観の状況を捉えていないので、取れない状態なのかなというふうに思います。ですので、準備書の中で、調査の前提とした類型区分を用意していただく形でよろしいのではないかなと私は思いました。
- 【奥会長】 はい、分かりました。他の皆様もこの件についてはよろしいでしょうか。
- 【事務局】 酒井委員が手を挙げられています。
- 【奥会長】 はい、どうぞ、酒井委員。
- 【酒井委員】 はい、おっしゃる通りなのですけれども、植物の調査をするところなので、他に調査のしようがないので、ここに書いてないからといってやらないかのように厳しく言うような性質のものではないという感じがします。もちろん、認識していなかったら問題ですけれども、事務局の方でちょっと聞いていただいて、ずれがあるようなら、その話をいただくという感じで、あえて書面で指摘しなくてもいいのではないかという気もするのですけれどもと思います。
- 【奥会長】 書面でというか、今日、御指摘いただいた点を踏まえて調査をしていただいて…。
- 【酒井委員】 そうですね。
- 【奥会長】 そういうことをしっかりと事業者の方が理解されていれば…。
- 【酒井委員】 はい、いいのではないかと。
- 【奥会長】 そこは事務局の方で確認をお願いします、ということですかね。それでよろしいですか。はい、ありがとうございます。  
他の点についても大丈夫でしょうか。準備書段階でカバーしてくださいということだったかと思しますので、補足説明を要する事項はないという整理で大丈夫ですか、大丈夫そうですね。はい、ありがとうございます。  
それでは、次回以降、補足説明が必要になる指摘はなかったということですので、本日の審査会で補足説明は全て終了ということにさせていただきます。  
次回は、答申をまとめていくにあたりまして、審議内容を確認するために事務局の方で指摘事項等一覧を作っていただくということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか、事務局。
- 【事務局】 指摘事項等一覧と検討事項一覧を作ろうかと思えますけれども、よろしいでしょうか。
- 【奥会長】 ごめんなさい、指摘事項でなく検討事項一覧ですね。すみません、検討事項一覧を作っていただくということをお願いしたいと思います。
- 【事務局】 はい、かしこまりました。
- 【奥会長】 お願いいたします。それでは、本件に関する審議はこれで終了といたし

ます。なお、本日の審議内容につきましては、後日、会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

では、本日予定しておりました議事は全て終了となりますので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審査については終了いたしました。傍聴の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・(仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事に係る環境影響評価方法書について(諮問) 事務局資料
  - ・(仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価方法書に係る手続について 事務局資料
  - ・(仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価方法書の概要 事業者資料
  - ・(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
  - ・(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料